

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

日田市において風水害等から市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分することができる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするための事前に措置すべきソフト対策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。

そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制し、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。

主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（斜面、堤防、護岸等における防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 建築物の予防対策（災害に強い建築物の整備）
- (4) 農林水産物の災害予防対策
- (5) 防災調査研究（災害危険箇所等の調査）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や市民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。

主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織の活性化
- (2) 防災教育
- (3) 防災訓練
- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- (6) 帰宅困難者の安全確保
- (7) 地域ごとの避難計画の策定
- (8) 市民運動の展開

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

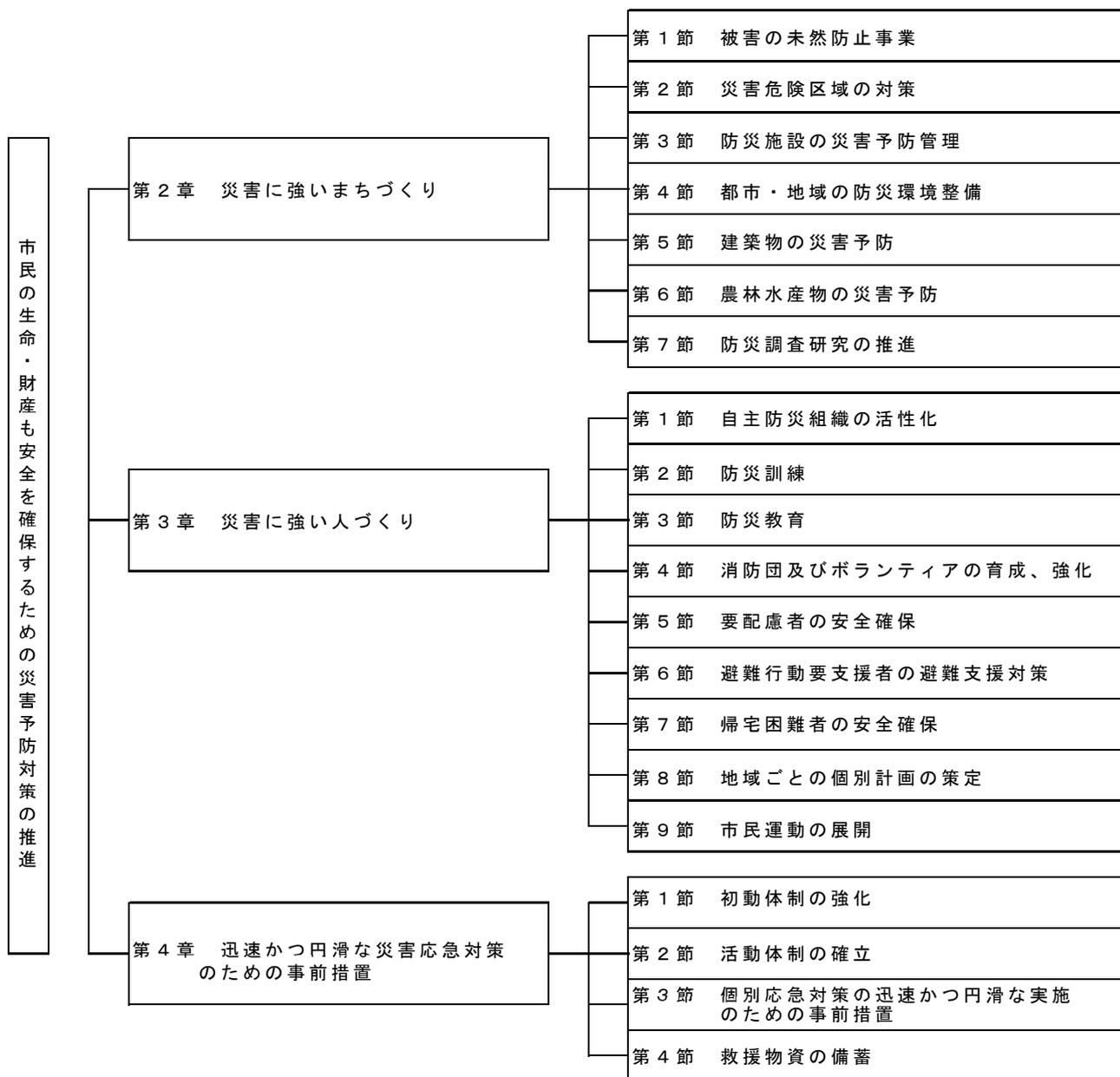
迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。

主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報広聴体制、防災拠点の整備等）
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2節 災害予防の体系

第2章～第4章に示す災害予防計画の体系は、以下のとおりである。

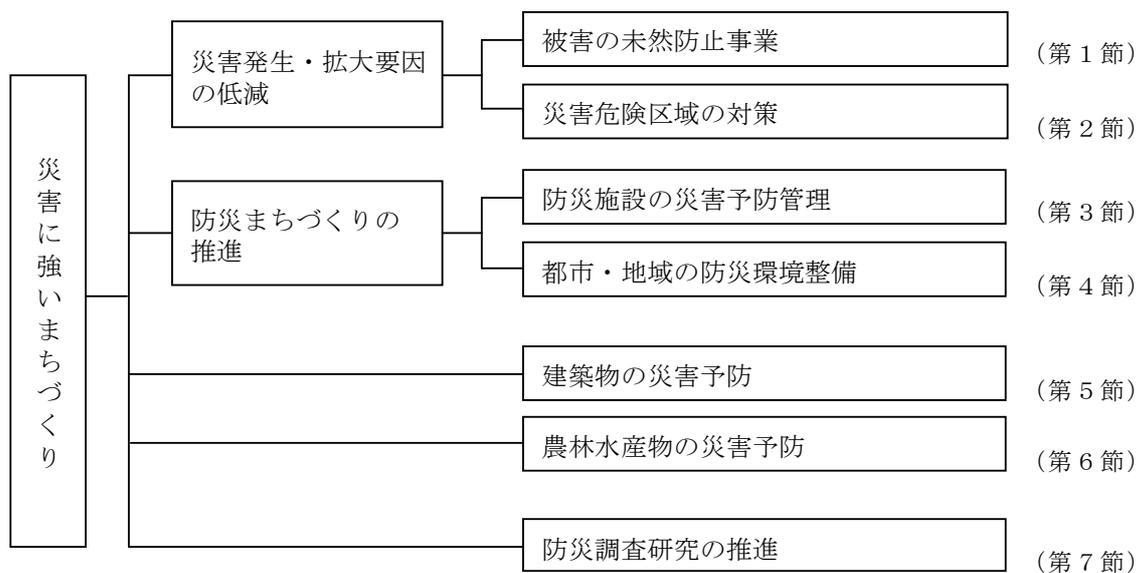


第2章 災害に強いまちづくり

【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、国、県と連携を図り治山事業、治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の保全事業、都市の防災対策事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、建築物の災害予防、農林水産物の災害予防及び防災研究の推進とあわせ、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業

風水害等から市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良事業はこの節の定めるところによって実施する。

1 治山事業（林業振興課）

(1) 治山事業の現況

本市の森林面積は、55,027ha で全面積の約 83%を占め、うち民有保安林は 21,439ha でその 84%が水源かん養保安林、14%が土砂流出防備保安林などとなっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が配備されている。また、山地災害危険地区は、令和7年3月末時点 1,239箇所あり、山腹崩壊危険地区は 638箇所、地すべり危険地区は 32箇所、崩壊土砂流出危険地区は 569箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に、国県と連携のもと事業を実施している。

(2) 治山事業の基本方針

本市は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等の土砂災害が毎年発生している。また、急速な開発は、森林とのかかわりを強め、都市化の進展による生活環境の悪化、水資源の不足を招くものと考えられる。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力ある森林の維持・造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目指して、森林整備保全事業計画に基づき県で策定した治山事業実施方針（R6～R10）に沿って積極的に推進しているものであり、本市においても事業推進に対して全面的に協力する。

(3) 治山事業の実施

ア 山地治山

イ 水土保全治山

現在市内には、山地災害危険地区が 1,239箇所存在するが、安全を図るため緊急性の高い箇所から国県との連携のもと、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。

ウ 防災林造成

エ 保安林整備

市内に配備されている約 21,439ha の保安林の維持管理を中心に改良、保育事業を行う。

オ その他

県の協力を仰ぎ、森林内の地すべり防止事業を実施するとともに、国の補助事業の採択にならない小規模なものを対象とする県単治山事業等の実施を推進する。

2 土砂災害防止事業（防災・危機管理課、土木課、都市整備課）

(1) 土砂災害防止事業の基本方針

日田市は、地形・地質・気候条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。日田市の土砂災害防止事業の状況等は、日田市地域防災計画「風水害等対策編」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示しているとおりでである。土砂災害警戒区域等の総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害のおそれがある箇所や砂防指定河川を中心に施設整備の推進を図っているが、引き続き整備の促進に努め、地震に伴う災害防止対策を推進する。また、盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の盛土等の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

(2) 土砂災害防止事業の実施（大分県が実施）

3 河川改修事業（土木課、都市整備課、関係機関）

(1) 河川の現況

本市の河川のうち河川法（昭和39年法律第167号）適用並びに準用河川は32を数える。特に、本市は、平坦部が少なくその面積の約78%が山地であるため、各河川の支川はごく短距離で本流に合流しているものが多い。このため河川は急流で流域面積も比較的狭小で、山地部と平坦部との境附近においては急に勾配が穏やかになり、山地の急流部より流出された土砂礫を堆積し、年々河床は上昇している。最近は災害復旧や改修工事等により漸次改修されつつあるが、なお、未改修のため相当数の河川が出水時に危険な状態になっている。

(2) 河川事業の基本方針

河川の改修事業は、国、県と連携のもと水系ごとに一貫した事業計画と、これに関連を有する各種防災保全事業を十分に調整の上実施しなければその成果を発揮することはできないものである。特に治山、治水、砂防事業の他、ほ場整備事業や大規模プロジェクト等の各種事業との関連を保ちつつ改修事業を実施するものとする。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関するあらゆる関係者（国、県、市、企業、住民等）と協働し、流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。

(3) 各種河川改修事業の実施

河川改修事業は、国、県と連携のもと直轄河川改修事業、広域河川改修事業、総合流域防災事業等について、河川改修整備計画を目標に実施するものとする。

4 砂防事業（土木課、関係機関）

(1) 砂防事業の現況

本市の土砂災害のおそれがある箇所は、土砂災害警戒区域2,504区域（うち、特別警戒区域2,270区域）（令和7年12月31日現在）と多く、県が行う土砂災害防止施設の整備は、災害発生箇所などの危険度の高い箇所や要配慮者関連施設、防災拠点といった人命を守る効果の高い箇所に重点を置いて進められていることから、県と市の連携を図る。

(2) 砂防事業の基本方針

山地は水源かん養機能を持つ反面、台風、集中豪雨等によるがけ崩れ、地すべり、溪岸の侵食等の現象による土砂生産の根源でもある。これらのがけ崩れや、地すべり等に伴って発生する土石流の直撃による直接土砂災害や流出土砂による河床上昇、洪水氾濫等の間接土砂災害から市民の生命・財産及び生活環境、自然環境を守るため、国、県と連携のもと砂防施設及び地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。また、このようなハード対策とともに災害関連情報の提供、啓発活動といったソフト対策も積極的に推進する。

(3) 砂防事業の実施

ア 砂防事業

砂防事業は、国、県と連携のもと重要水系における土砂対策、山間集落及び都市周辺の土砂災害警戒区域等に重点をおいて、砂防えん堤工等の整備を行う。また、国・公立公園内や歴史的遺産を保存する地域においては、水と緑に配慮した砂防設備や自然景観にマッチした砂防設備の整備を行う。

イ 地すべり対策事業の実施

市内に分布する土砂災害警戒区域等について、国、県と連携のもと地質構造の状況を調査や地下水位の測定、地すべりの兆候などについて調査を行い、その結果に基づき、横ボーリング工や集水井戸等による地下水排水工、表面水路工、杭打工等の地すべり対策工事を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業の実施

集中豪雨の際、崩壊を起こす危険が大きい土砂災害警戒区域等については、国、県と連携のもと主として擁壁工により崩壊を防止するとともに、崩壊誘因の地表及

第2部 災害予防 第2章 災害に強いまちづくり

び地下水を排除する等の防止工事を実施できるよう協議する。

エ 土石流又は、地すべり等により人的被害、家屋被害が発生した一定の地区について被害をもたらした同規模の土砂災害が再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、関係機関と連携のもと一定期間内（3カ年）に緊急に施設整備を行えるよう協議して行く。

オ 総合流域防災事業

土砂災害対策の施設整備（砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備）や災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、土砂災害情報相互通報システム整備、砂防基礎調査等）を関係機関に要望していく。

カ 災害関連緊急砂防事業

当該年度発生 of 風水害等により、水源地帯に崩壊が発生又は拡大し、生産された土砂及び流木が溪流に堆積し、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂災害を及ぼすおそれのある場合、緊急に実施するよう関係機関に要望を行う。

キ 災害関連緊急地すべり対策事業

当該年度発生 of 風水害等により、新たに地すべり等が生じ又は地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合、緊急に実施できるよう関係機関と協議する。

ク 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

当該年度発生 of 風水害等により崩壊の発生した急傾斜地において、放置すれば次期降雨等により人命財産等に多大の被害を及ぼすおそれがある高さ10m以上、人家5戸以上の箇所について緊急に対策が実施できるよう関係機関と協議する。

ケ 砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施

土石流等により激甚な土砂災害の発生した地域のうち、指定基準に該当する一連地区の荒廃溪流に対し再度災害を防止するため、一定計画に基づき、一定期間内に緊急に砂防えん堤等の砂防設備の整備を緊急に行ってもらえるよう関係機関と協議する。

5 道路整備事業（土木課、都市整備課、農業振興課、林業振興課、関係機関）

(1) 道路の状況

市内の道路は、令和4年3月31日現在、実延長1556.5kmで、うち国道109.1km、県道272.3kmを占め、その他は市道（1178.0km）等となっている。道路網については、東西に210号、386号、442号が横断、南北に国道211号、212号、387号が縦走しており、これらの国道と24本の県道を軸として構成されている。

(2) 道路整備事業の基本方針

道路は、市民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時には人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を有するものである。本市では、公共性や優先度の高い区間から順次、橋梁の耐震補強や、土砂災害・落石を防止するのり面対策、特定の集落に至る唯一の道路整備など主要な道路施策を計画しており、それに基づいて道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

(3) 道路整備事業の実施

ア 市道整備事業

市道整備については、地域住民の生産活動及び日常生活の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な幹線道路から逐次整備を推進する。

イ その他の道路の整備事業

農道、林道等の産業開発道路についても、それぞれの事業主体において、積極的に防災的な整備改良を実施する。

6 農地防災事業の促進(農業振興課)

(1) 農地防災事業の基本方針

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水施設等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、大分県が定める防災工事等推進計画に基づき整備を実施するものとする。

(2) 農地防災事業の実施

ア 防災ダムの整備事業

災害発生のおそれのある重ね池の整備

イ ため池等整備事業の実施

災害発生のおそれのあるため池の整備

ウ 用排水施設等整備事業

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

エ 農地保全整備事業

農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備

オ 地域防災機能増進事業

地域の防災機能を増進させるために行う土地改良の整備

カ 地すべり対策事業

地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等

キ 防災重点農業用ため池緊急整備事業

防災重点農業用ため池の防災工事及び廃止工事の実施、ハザードマップ等を活用した関係住民の安全確保

7 総合的な土砂災害対策(防災・危機管理課、土木課、農業振興課、林業振興課)

(1) 土砂災害対策事業の推進

土砂災害の恐れのある箇所については、国、県において「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行うよう国、県に働き掛けるとともに、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を関係機関と連携のもと推進する。

ア 砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進

イ 土砂災害警戒区域等の周知等

(ア) 市は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。

(イ) 市は、各種法令の指定要件に該当しない土砂災害のおそれがある箇所についてもその危険性を住民に周知する。

ウ 土砂災害警戒情報等の活用

(ア) 市は、土砂災害に関する情報を住民へ周知するとともに警戒避難体制の整備に活用する。

(イ) 市は、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえ、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、防災関係機関に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。

エ 情報の収集、伝達、防災意識の普及

市は日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知する。

(2) 関係機関相互の連絡、調整の実施

上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、市は、関係機関と十分な連絡、調整を図る。

第2節 災害危険区域の対策

各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 災害危険区域の調査(農業振興課、林業振興課、都市整備課、土木課、建築住宅課)

市及び防災関係機関は、災害発生を未然に防止し、又は、被害の拡大を防止するため、暴風雨、豪雨、洪水、地すべり、その他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

市が把握すべき災害危険区域の内容は、以下のとおりである。

(1) 砂防指定地

砂防法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地であり、資料予防-1のとおりである。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域であり、資料予防-2のとおりである。

(3) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域であり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域であり、資料予防-3である。

(4) 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づく指定区域であり、資料予防-2のとおりである。

(5) 保安林及び保安施設地区

森林法第25条及び第41条に基づく指定区域であり、本市では22,770ha(水源かん養林19,655ha、土砂流出防備2,755ha、土砂崩壊防備89ha、干害防備151ha、健康120ha)が指定されている。

(6) 水防上重点をおくべき区域

「水防計画」に定める重要水防区域、水防区域及び風倒木流出による水防区域であり、別冊日田市水防計画資料編のとおりである。

(7) 災害危険性が高い盛土

県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。またこれらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要となった場合には、県からの適切な助言や支援を要請するものとする。

(8) その他災害危険予想箇所

山地災害危険地区等、その他災害危険予想箇所は、資料予防-4~9のとおりである。

2 災害危険区域等の対策(農業振興課、林業振興課、土木課、建築住宅課)

(1) 災害危険区域の指定及び周知公表

市は、法令に基づく災害危険区域等の指定を促進するとともに、災害危険区域の調査結果を図示し、内部利用に供するほか、適宜積極的に公表することを基本とする。

(2) 事業の進捗の定期的点検

市は、各災害危険区域の防災事業の進捗状況を定期的に点検し、それらによる危険性の解消状況を把握しておく。

(3) 警戒避難体制の整備等

市が災害危険区域等の把握結果を周知・公表するにあたっては、警戒避難体制の整備と合わせて推進する必要がある。

その際、危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を検討しておくものとする。

第3節 防災施設の災害予防管理

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 水害予防管理対策(土木課、農業振興課、林業振興課、関係機関)

(1) 河川施設の維持管理

堤防護岸は、出水期に備えて巡視点検を厳にし、決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所は、関係機関と連携のもと早期に本工事に着手するか維持修繕を行い、また、万一に備え土嚢袋、縄等の備蓄資材を確保しておく。

(2) 道路及び道路保護施設の維持管理

道路及び道路附属物は、それぞれの管理者において、常時良好な状態に保つよう維持管理、補修し一般交通に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

(3) 鉄道保護施設の維持管理

橋りょう、トンネル、その他の構築物等については、それぞれの管理者において必要の都度保守検査を実施するほか、必要に応じて改良修繕工事を実施する。

ア 側溝の整備、清掃

イ 暗渠、水抜等の呑口、吐口等の埋没土砂の除去

(4) 通信保護施設の維持管理

通信保護施設の管理については、各関係機関において次の事項を考慮するものとする。

ア 維持補修要員の確保、専門技術職員の増員配置

イ 維持用物品(平常及び応急用)の確保

(5) 電力保護施設の維持管理

それぞれの発電設備の管理者において屋外機材の破損、流出の防止措置及び建造物の補強を図り、予備電源の点検整備、非常電源の確保、護岸洗掘の防止、防水壁、防水扉、角落とし等の設置による浸水の防止を図る。

(6) 洪水調節用ダムの維持管理

洪水調節の目的を有するダムの管理者は、河川法(昭和39年法律第167号)のダムに関する特則のほか、当該ダムの操作規程等に従って操作管理を行うとともに、おおむね次の事項により整備点検を実施するものとする。

種別	点検、手入箇所	点検、回数	点検内容
ダム 及び調整池	えん提	毎日随時	提体の異常の有無 湧水及び漏水量の測定
	池周辺、上下流	随時	崩壊、洗掘、その他河川の状態
水門 及び捲上機	各部ボルト	3か月に1回以上	各部ボルトの弛緩の有無
	スピンドル、ワイヤー、その他	月1回以上	錆付、屈折、給油状況

(7) 農業用施設の維持管理

農道、ため池、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて、地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。

ア 農道の維持補修

路面の陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、敷砂利の搬入、土留工等の補修を早急に行い、橋梁については、その老朽度を検討し、出水に対する弱点部を補強

する。

イ ため池の維持補修

それぞれの管理者において、漏水しているため池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことでため池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流によりあらかじめ水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。

ウ 頭首工、水路の維持補修

それぞれの管理者において、頭首工は土砂吐、余水吐を常に点検し、機能を発揮できるよう清掃整備する。水路も同じく水路内の清掃を充分行い溢水に注意し、水路両側の法面崩壊の危険箇所には土留工等による補修を行う。

(8) 農地保全施設の維持管理

ダム、排水機、水門等の農地保全施設又は農業水利施設の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて国、地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について協議し、管理の徹底を図る。

(9) 砂防施設等の管理

「砂防法」により砂防指定地において行為の禁止、制限等を行い、また「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により地すべり防止区域内や急傾斜崩壊危険区域内においても、行為の制限等を行い、指定地内、区域内の砂防施設等の管理を関係機関と連携のもと行う。

第4節 都市・地域の防災環境整備

安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節の定めるところによって実施する

1 都市計画事業の実施（都市整備課、土木課、上下水道局、関係機関）

安全な都市環境の整備を促進するため、街路、都市公園、下水道等の都市施設整備事業・土地区画整理事業等の市街地開発事業を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 盛土等の災害予防対策（防災・危機管理課、都市整備課、建築住宅課、関係機関）

盛土等に伴う、災害の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土規制法の適用を検討し、規制区域内における災害予防を促進する。

3 都市構造改善事業対策（都市整備課、土木課、上下水道局、関係機関）

既成市街地における総合的な防災診断等の実施を通じ、必要な都市構造の改善を図るため、都市計画事業を通じて、次の事項を推進する。

(1) 避難路の確保・整備

市街地内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。また、市は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 防災拠点の確保・整備

都市公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備する。また、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する、道路、公園、広場等の都市基盤施設を確保・整備する。

(3) 防災空間の整備・拡大

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、国、県と連携のもと、砂

日田市地域防災計画 風水害編
第2部 災害予防 第2章 災害に強いまちづくり

防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との事業の連携を行い、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図りつつ、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を図る。

4 所有者不明土地法に基づく措置の活用

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第5節 建築物の災害予防

一般建築物の他、学校、病院、工場等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、この節の定めるところにより実施する。

1 一般建築物の不燃性・堅牢性の促進対策(建築住宅課)

建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置を通じて、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、不燃化及び堅牢化をさらに促進するよう助言するものとする。

2 特殊建物の防災環境の整備促進(建築住宅課、教育総務課、日田消防署)

学校、病院、工場等の特殊建築物については、次の指導等の措置を通じ、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力のうえ、その防災環境の整備を推進するものとする。

(1) 建築物の確認措置等による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導については、建築の確認措置、建築基準法(昭和25年法律第210号)第8条及び第12条の運用とさらに消防査察の実施を通じ、次の事項を積極的に指導するものとする。なお、公用建築物については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の効果的な運用により、その整備を図るものとする。

- ア 敷地等の衛生及び安全性の保持
- イ 構造の安全性の確認
- ウ 建築設備、附帯設備の完備

(2) 建築物の消防用設備の設置

建築物の消防用設備の設置については、建築に関する消防の同意措置を通じ、次の事項について積極的に指導を行うものとする。

- ア 消防の用に供する設備の設置
- イ 消防用水の確保と安全
- ウ 消火活動上必要な設備の設置
- エ その他災害予防上必要な設備の設置

(3) 消防査察による指導

- ア 火災発生危険の排除
- イ 火災拡大危険の排除
- ウ 自衛消防組織の確立
- エ 消火設備の適正配置とその保全

(4) 防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立指導については、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成指導を通じて内部管理面からの災害予防を促進する。この場合の重点項目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 防火管理者、防火責任者、火元責任者の設置
- イ 出火連絡、初期消火等自衛消防組織の整備
- ウ 利用者の避難誘導體制の確立
- エ 定員の管理の厳守
- オ 利用者に対する建築物の内容、火気の取扱、危険物の所在、避難口、消火設備等の

日田市地域防災計画 風水害編
第2部 災害予防 第2章 災害に強いまちづくり

配置位置の掲示又は周知

- カ 電気設備、消火設備、警報設備、避難設備の自主的な点検整備
- キ 従業者等に対する防災教育及び訓練
- ク 消防機関との連絡

3 文化財の災害予防対策(文化財保護課)

(1) 文化財防災施設の設置促進

ア 建造物、有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。

- (ア) ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工
- (イ) 火災報知機の完備
- (ウ) 消火器の完備
- (エ) 防火用水槽の整備
- (オ) 避雷針の完備
- (カ) 電氣的安全性の検査の実施

イ 彫刻、工芸品及び石造美術

- (ア) 収蔵庫の建設
- (イ) 岩盤補強、履屋建設

(2) 文化財防災施設の維持管理

ア 防火用水槽・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を恒常的に実施する。

イ それぞれの文化財単位で、消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。

(3) 歴史資料等の防災対策の推進

古文書資料等の歴史資料の所有者把握を行い、防災意識の周知徹底を図る。

第6節 農林水産物の災害予防

農産物、林産物、水産物等の防災基盤を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 農産物の災害予防対策(農業振興課)

(1) 農産物の被害防止対策の推進

農作物は、台風や風水害など気候変動の影響を受けやすいため、被害を生じる恐れのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、市ホームページ等を活用した情報発信を行うことで災害予防に努める。

災害や病害虫に強い品種選定や作型開発等関係機関と連携のもと一層推進し普及する。

- ア 気象情報や衛星データ(ひまわり)を活用した災害予防
- イ 気象災害に強い農作物の品種や土壌の改良
- ウ 土壌保全、土壌流出防止技術の開発

(2) 防災事業等の実施

市は、農地防災事業、農地保全事業を計画的に推進することを基本として、風水害等における農地や農産物の被害を防止するのに必要な対策を推進する。ダム、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設や農業水利施設については管理主体ごとに施設の整備、点検、維持管理を行い、機能の保持に努める。

(3) 防災営農指導体制の確立

市は、防災営農の効果的推進を図るため、関係機関・団体と統一した防災営農指導体制を確立しておくとともに、気象現象や災害についての基礎知識の啓発・普及を指導し、災害に強い営農基盤を確立する。

2 林産物の災害予防対策(林業振興課)

(1) 病虫害等の防除対策

立木は生育期間が長く、その大部分は自然に放置されているので、常に病虫害などの危険にさらされている。ことに本市は気候温暖のため病虫害が発生しやすく、マツ枯れ、ナラ枯れ等、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、松くい虫による被害対策については、森林病虫害等防除法に基づき、早期に駆除やまん延を防止する対策を図る。さらに、鳥獣保護及び狩猟に関する法律の趣旨にのっとり、有益鳥獣の保護増殖を主眼とし鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域などの設定や運用を効果的に行い、鳥獣保護に万全を期するものとする。

(2) その他の対策

気象災害に対しては、樹種、品質の選定、施業方法の改善などにより未然防止の方策を講ずるとともに山火事防止についても万全を期するものとする。

第7節 防災調査研究の推進(防災・危機管理課、防災関係機関)

市及び関係機関が実施すべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

風水害等の災害危険区域の実態をより総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川出水・氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流等の発生が予想される危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。また、災害時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研修を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

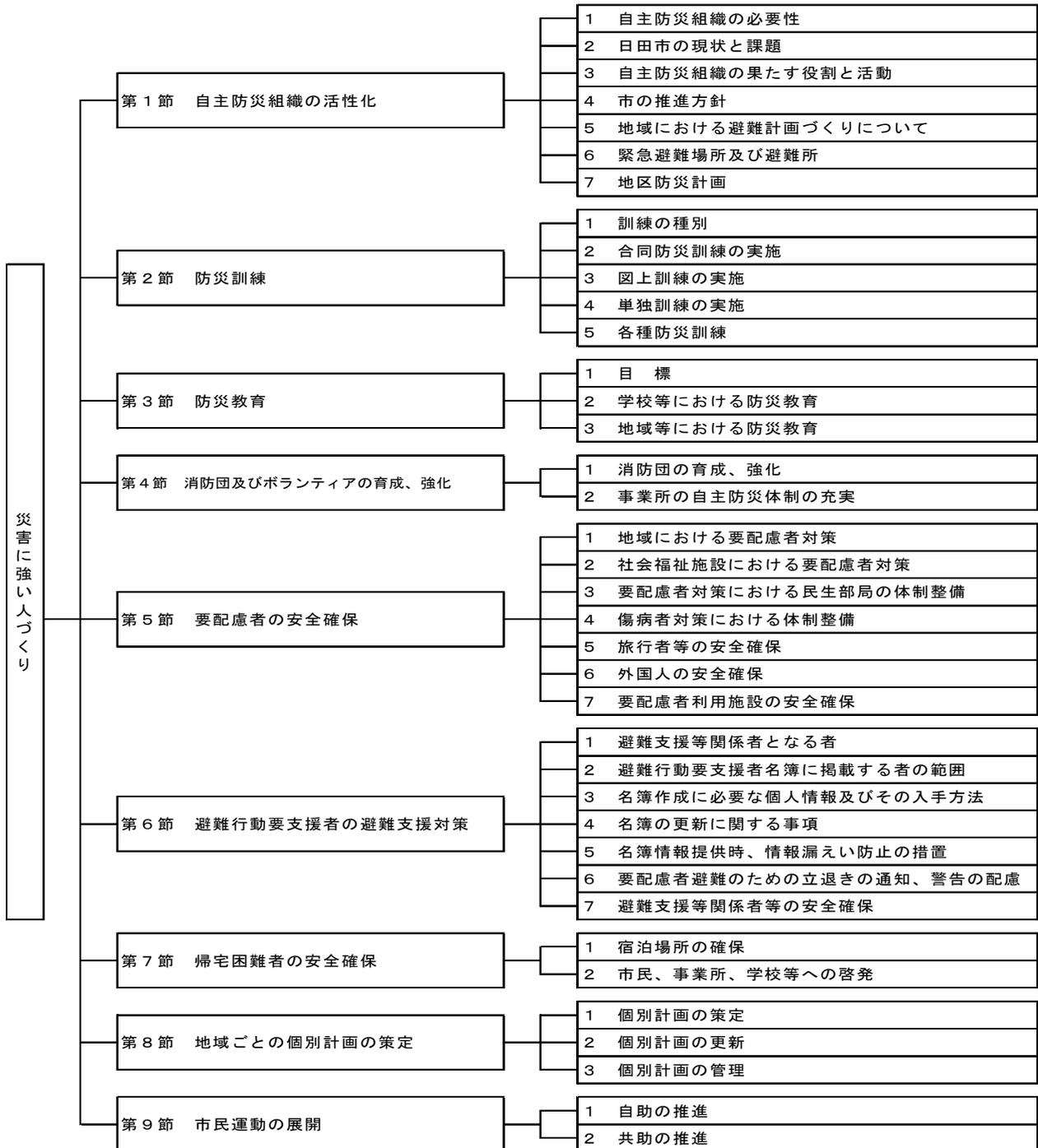
防災主管課は、防災に関する研究を進め、研修、訓練等を通して防災意識の高揚、知識の修得に努める。防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第3章 災害に強い人づくり

【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、市、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民の防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、市・消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。防災訓練、防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの節の体系図を以下に図示する。

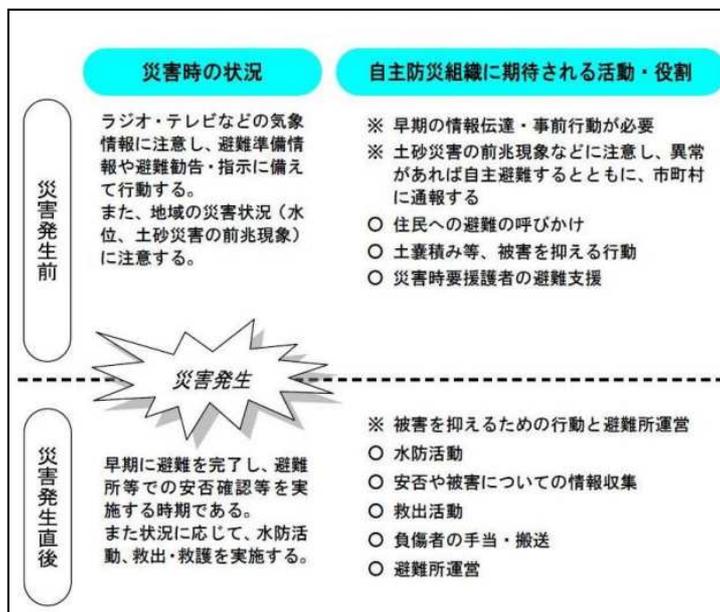


第1節 自主防災組織の活性化

1 自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（風水害時）



2 日田市の現状と課題

日田市における自主防災組織の数は、令和7年4月1日時点で257組織、組織率は100%であり、取組は進んでいるが、今後は組織活動の活性化が課題である。

3 自主防災組織の果たす役割と活動

(1) 行政と地域住民との架け橋

平成24年7月九州北部豪雨で、短時間に急激な増水が発生したため、避難勧告・避難指示を発令する際には、自主防災組織からの情報提供も判断材料のひとつとなったため、必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守り自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、防災士等の多様な主体との連携を通じて災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。そのため、市は、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。

(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組みを促進する。

(4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5) 防災教育

自主防災組織は市の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、福祉部局や社会福祉協議会と協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。また、民生児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(7) 率先避難と声かけ

自主防災組織の役員等が率先して指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また、東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4 市の推進方針

市は、自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を推進する。

- (1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（地域防災リーダー）の育成・強化
 - ・防災士養成講座の実施（支援）
 - ・防災士（地域防災リーダー）スキルアップ研修の実施
 - ・地区防災士会及び防災士相互の支援ネットワークの構築に向けた取組への支援
- (2) 自主防災組織における防災啓発の促進
 - ・自主防災組織の活動活性化に向けたシンポジウムの開催（県防災アドバイザー派遣の要請）
 - ・自主防災組織と消防団等の連携強化研修の実施
 - ・地震体験車等の疑似ツールの活用
- (3) 自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援
 - ・防災アドバイザー派遣要請の実施
 - ・地域で行う防災訓練、避難所運営訓練への参加促進

5 地域における避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要がある。なお、ワークショップ形式の取組が重要である。なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

日田市地域防災計画 風水害編
第2部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずることも留意すること。

6 緊急避難場所及び避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性を踏まえ、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民へ周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

7 地区防災計画

- (1) 市内の地区内住民及び事業所を有する事業者は、地区の防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案するなど、市と連携した防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区内住民及び事業者から提案を受け、防災会議において必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 防災訓練

市及び防災関係機関は、地域防災計画の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調整体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 各地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 訓練の種別

訓練の種別は、防災関係機関を一体として実施する合同防災訓練と、これを補完するための図上訓練及び防災機関が個々に実施する単独訓練とする。

2 合同防災訓練の実施（市、関係機関）

市は、防災関係機関との連携のもと、風水害等の防災体制の万全を期するため合同防災訓練を実施するものとする。

合同防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練

日田市地域防災計画 風水害編
第2部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり

- (3) 交通規制、事前避難に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、合同防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など防災関係機関の相互連携必要な実戦的な訓練を実施すること。

(8) 目的

防災関係機関相互の緊密な連携と協力体制を確立し、暴風雨、洪水等の水害及び林野火災等の発生に伴う各種の災害を警戒防御し、及びこれによる被害の軽減に努めるとともに、防災思想の普及向上を図るものとする。

(9) 実施場所

旧日田市内の校区での実施を基準とし、旧郡部においては各振興局管内として別途訓練を実施する。

(10) 実施時期

日田市防災週間中の実施を原則とする。

(11) 参加又は協力を求める機関

- ア 警察署
- イ 消防署
- ウ 自衛隊
- エ 日本赤十字社県支部
- オ 電力供給機関
- カ 電気通信関係機関
- キ 地区非常通信連絡会
- ク 民間奉仕団体
- ケ 地元住民（災害時要配慮者を含む。）
- コ 公共団体
- サ 国の関係地方機関
- シ 県及び関係県地方機関
- ス その他必要と認められる機関

(12) 実施要領

- ア 情報の収集伝達
- イ 避難措置
- ウ 出動（応援要請を含む）
- エ 警備活動
- オ 捜索、救出活動（輸送を含む）
- カ 医療救護活動
- キ 非常無線通信措置
- ク 応急復旧活動
- ケ 広域応援要請訓練
- コ その他、訓練のために必要な組織、想定の内容等具体的実施事項は、参加機関が協議して別に定めるものとする。

(13) 事後評価

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等を改善する。

3 図上訓練の実施

市は、おおむね次の基準により、災害の発生される個々の地域について、合同防災訓練を補完するとともに、より実地的な防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施する。

(1) 実施場所

市内で災害の発生が予想される場所又は訓練の実施について最も効果的な場所とする。

(2) 実施時期

訓練は台風期の前、火災多発期の前又は合同防災訓練において実働訓練とあわせて実施するなど、最も訓練効果のある時期に実施するものとする。

(3) 参加を求める者の範囲

訓練の想定地域の防災について、関係を有する防災機関の各分野の責任者とする。

(4) 実施要領

訓練は、災害の発生が予想される個々の現場について、図面又は模型等を使用しながら、状況付与に基づいて参加者に判断・行動を行わせる方式等により実施するものとする。

(5) その他

その他訓練の研究課題等具体的な事項については、訓練の場所ごとに別に定めるものとする。

4 単独訓練の実施

市及びその他の防災機関は、その所掌する防災業務の向上習熟を図るため、毎年積極的に単独訓練を実施するものとする。

(1) 実施時期

訓練は個々の防災機関ごとに、実働、図上又は机上のいずれか、又はこれらを併用して実施するものとする。

(2) 実施項目

- ア 災害対策関係職員の非常招集
- イ 災害対策本部等の設置
- ウ 災害情報の収集伝達
- エ 非常無線通信措置
- オ 職員の災害現場への緊急出動
- カ 緊急避難措置
- キ 水防活動
- ク 消防活動
- ケ 捜索救出活動
- コ 医療救護活動
- サ 救助活動
- シ 応急復旧活動
- ス 庁舎等防護活動
- セ その他

(3) その他

その他訓練の想定等必要な事項は、個々の防災機関が別に定めるものとする。

5 各種防災訓練（例）

（図上訓練）

訓練名		内 容
図上訓練	地区実態把握のための訓練	<p>地区区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数（回覧板を回す10～20戸程度を1班とする）の班ごとに、訓練を実施する。</p> <p>○地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材（スコップ、土嚢、リヤカー等）の保管場所確認、安全な避難経路の検討</p> <p>○避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。</p>
	通学路実態把握のための訓練	<p>児童・生徒が住居区ごとに班（1班20名程度）を編成し、（同じ通学路を使う者を集めて班編成）、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所（大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、大風による倒木が考えられる場所等）や、これらの災害（土砂崩れ、倒木）が発生し通学路が遮断された場合の緊急避難（待機）場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練。</p> <p>（検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要）</p>
	情報収集・集約訓練	<p>進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレイヤー）に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレーイング方式での訓練。</p>
	孤立可能性地域の想定訓練	<p>浸水や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある山間部の集落等を抽出した上で、災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。（図上演習）</p> <p>（具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMA Tへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、医療関係者等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。）</p>

(実働訓練)

実働訓練	資機材取扱い訓練	道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署(団)の指導の下、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土嚢(袋詰め、土嚢積み)、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱い要領を会得する訓練。
	集団避難訓練	上記の「地区実態把握のための図上訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練。 実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要。
	福祉施設相互の避難(受入れ)訓練	災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難(受入れ)訓練。 実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車いすから落ちそうになる場面や、入所者の異常行動(興奮する、不安がる、車いすのブレーキを外そうとする等)等を体感できることもあり、事後の対応を検討するうえで有効。
	ヘリコプター運用による救出訓練	土砂崩れによる道路遮断、河川の氾濫による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。

第3節 防災教育

1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて日田市の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

ア 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることが出来る「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

イ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ウ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や災害に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐる

日田市地域防災計画 風水害編
第2部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり

みの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

ア 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

イ 小学生

(ア) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(イ) 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ウ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

エ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

オ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア 日田市における災害の歴史

イ 災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

エ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

オ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

カ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

キ 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における避難場所等について理解させることが重要である。そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから市の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

ア 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2) 一般市民に対する防災教育

防災・危機管理課は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施するとともに、防災関係機関等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。なお、教育方法として、マスメディア・ホームページ、印刷物、SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。災害による人的被害をなくすためには、市民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、

日田市地域防災計画 風水害編
第2部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり

ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、①避難時に使用する道路状況を確認すること、②安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、③避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、④警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるとする。

ア 災害に関する知識

イ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

ウ 正確な情報入手の方法

エ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

オ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

カ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容

キ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

防災・危機管理課は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

防災・危機管理課は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

防災・危機管理課は、防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

ア 避難所生活で、特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」

イ 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」

ウ 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、命を守る力を身に着けるための「防災プログラム」

(7) 防災対策要員（市職員等）に対する防災教育

市職員等に対して、災害発生時の災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

ア 風水害に関する知識

イ 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後防災対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。また、市は、過去に起きた大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第4節 消防団及びボランティアの育成、強化

消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織（事業所）の育成及び強化については、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成、強化（防災・危機管理課）

(1) 消防団の育成、強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成、強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成、強化策の推進

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア 消防団員への理解の促進

消防団員は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する環境づくりを推進する。

イ 消防団への入団促進

消防団への若者の入団者が減少の傾向にあることから、若年層の消防団員確保に向けた少年消防クラブの結成・活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への入団を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

ウ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員分団制度」を推進する。また、初期消火活動を行う地域のボランティア組織「消防団応援隊」の結成を推進する。

エ 資機材、訓練等の充実

大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組を推進する。

2 事業所の自主防災体制の充実（防災・危機管理課、日田消防署）

- (1) 多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

ア 防災訓練、消火設備等の維持管理

イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

- ウ 防災要員の配備
 - エ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）
- (2) 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

① 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人など

② 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 地域における要配慮者対策（福祉支援課・長寿福祉課・健康保健課・こども未来課、防災・危機管理課、公共的団体、自主防災組織）

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

ア 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25. 8月（R3. 5月改定）内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ 市は、地域防災計画に基づき、防災担当や福祉担当など関係部署の連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、地域防災計画に基づき、防災担当や福祉担当などの関係部署の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

エ 市は、避難支援等に関わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機

日田市地域防災計画 風水害編
第2部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり

関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等などの避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 市は、避難支援等関係者に平時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。

カ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者へ必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

キ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

コ 市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(2) 避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。また、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

(3) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

【福祉避難所について】

1 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、平時は介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を

対象とする。

2 福祉避難所への入所対象者の把握

市は、要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平時に把握しておく。

3 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

4 福祉避難所の指定目標の設定

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

市は、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水等について、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。また、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。また、特殊な薬剤や医療が必要な疾患を持つ人に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策（福祉支援課、長寿福祉課、こども未来課、
防災・危機管理課、社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織）

(1) 組織体制の整備

ア 市は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等に助言・支援する。

イ 市は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを推進する。

(2) 防災設備等の整備

ア 市は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう助言・支援する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急

指定避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3 要配慮者対策における民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
- (2) 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。
- (3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4 傷病者対策における体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保(防災・危機管理課、観光課、観光施設管理者、自主防災組織)

(1) 基本方針

市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

(2) 実施内容

市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

- ア 市は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。
- イ 市及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- ウ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

6 外国人の安全確保(防災・危機管理課、市民課生活安全係、各公共的団体、自主防災組織)

(1) 基本方針

市は、国際化の進展に伴い、市内に居住し、又は来市する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(2) 実施内容

市及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

- ア 市は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- イ 市、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、

日田市地域防災計画 風水害編
第2部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり

否確認等の支援体制を整備する。

ウ 市は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。

エ 市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

7 要配慮者利用施設の安全確保

- (1) 水防法に基づく浸水想定区域内及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設であって、地域防災計画資料編に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的計画を作成し、遅延なく市長に報告しなければならない。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。なお、上記計画の作成にあたっては、市は必要な支援を行うものとする。
- (2) 市長は、地域防災計画資料編に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (3) 要配慮者利用施設への洪水予報等並びに土砂災害に関する情報等の伝達は、防災無線、防災ラジオ、日田市防災メール等により行う。

第6節 避難行動要支援者の避難支援対策

1 避難支援等関係者となる者

以下に掲げる機関について、要支援者の避難支援等関係者として、災害時の支援活動、日頃の見守り活動及びその他支援に関する活動を実施する。

- (1) 自治会（自主防災組織を含む。）
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 日田警察署
- (4) 日田消防署
- (5) 日田市消防団
- (6) 日田市社会福祉協議会
- (7) 地域包括支援センター
- (8) 市役所関係部局（防災担当部局、福祉担当部局等）
- (9) その他、避難支援等の実施に関し市長が認める者

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下に掲げる者で生活の基盤が自宅にある者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者について、避難行動要支援者として名簿を作成する。

- (1) 視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由による身体障害者のうち、その障害の等級が1級又は2級の者
- (2) 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定の者
- (3) 精神障害者のうち、その障害の程度が1級の者
- (4) 障害福祉サービスのうち「同行援護」又は「行動援護」の支給決定者
- (5) 難病患者のうち避難支援が必要な者
- (6) 要介護認定3以上の者

日田市地域防災計画 風水害編
第2部 災害予防 第3章 災害に強い人づくり

- (7) 認知症高齢者のうち、その日常生活自立度の程度がⅡ a以上の者
- (8) 上記以外の者で、避難支援等関係者などから支援が必要と認められた者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1) 名簿項目

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他、避難支援等の実施に関し市長が認める事項

(2) 個人情報の入手方法

本市における避難行動要支援者情報の把握については、原則として避難行動要支援者による避難支援の申し出を基本とするほか、市が保有する避難行動要支援者に関する情報をもとに、自治会（自主防災組織）、民生委員、児童委員等の連携により、日頃の地域活動等を通じて避難行動要支援者情報の把握を行う。

4 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に実施するため、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、最新の情報に保つ。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

(1) 名簿情報の提供

市は、災害時等における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者に係る情報を、次に掲げる避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、提供する個人情報は、原則として、提供することについて本人の同意が得られたものに限る。

- ア 自治会（自主防災組織を含む。）
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 日田警察署
- エ 日田消防署
- オ 日田市消防団
- カ 日田市社会福祉協議会
- キ 地域包括支援センター
- ク その他避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 市が求める措置及び市が講ずる措置

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の要介護状態区分や避難支援を必要とする理由等秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

エ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定する。

6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

ア 市は災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう高齢者等避難、避難指示等の発令の判断基準を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

イ 避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人的確に伝わるようにする。

ウ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達 <情報伝達手段>

ア 防災行政無線の活用

イ 防災ラジオの活用

ウ ホームページの活用

エ ファクシミリの活用

オ 携帯電話メール（災害情報配信サービスの活用）

カ 放送事業者への情報提供

キ 広報車、消防団等による広報

ク 地域ぐるみの情報伝達等

7 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらう。基本的に班単位による、「集団避難（要支援者を含む。）」の実施を徹底することにより、お互いに安全確保に留意しながら避難する。

第7節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる。

1 宿泊場所の確保（防災・危機管理課、交通機関、事業所、学校）

市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の流通備蓄を含めた備蓄場所の把握を行う。

2 市民、事業所・学校等への啓発（防災・危機管理課）

(1) 市民への啓発

市は、市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

(2) 事業所への要請

市は、事業所に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保を行うため、流通備蓄を含めた備蓄場所の把握を行う。

また、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定の締結を推進する。

第8節 地域ごとの個別計画の策定

1 個別計画の策定

個別計画の策定については、関係者（自治会・民生委員・児童委員等）が中心になって、要支援者本人と避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。

2 個別計画の更新

個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。なお、情報の更新は避難支援者等の協力を得て行う。

3 個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布を受けた者以外が閲覧することのないようにするとともに、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

第9節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市民は、自らが生活する地域において、市、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険個所、指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 市民は、災害の発生に備え、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を、県、市等において推進する。

市及び防災関係機関は、次に示す事項に従い、より実効性のある事前措置を推進するものとする。

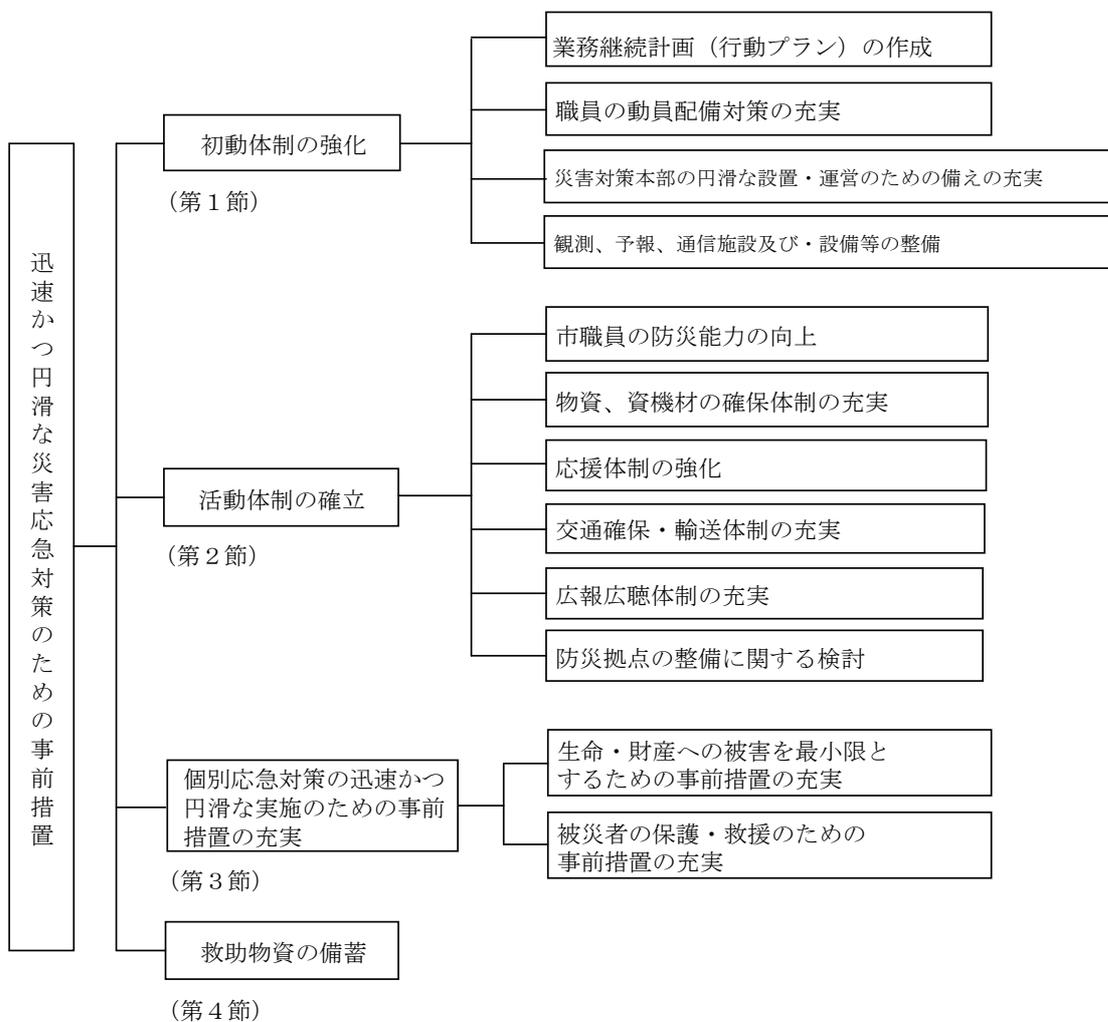
1 市

- (1) 日田市防災会議は、地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制(災害警戒本部等)や初動段階の職員参集基準等について、地域特性にあわせて事前に整備しておく。

2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

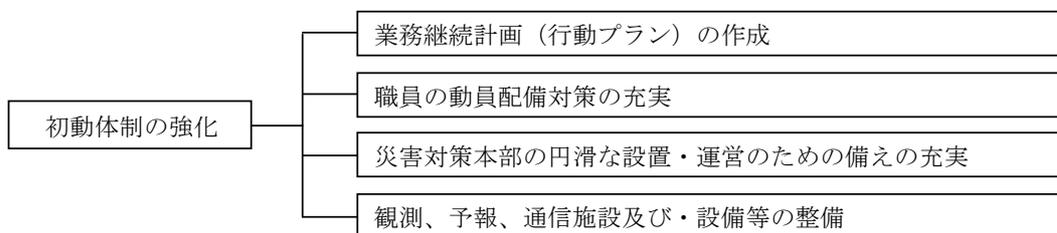
これらの節の体系を以下に図示する。



第1節 初動体制の強化（防災・危機管理課）

市は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるように、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

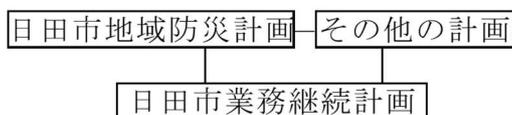


(1) 業務継続計画（BCP）の作成

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における必要最低限の市役所機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

○非常時における各計画の構成



※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに最低限度の行政サービスに支障が生じないように、必要な備えを行うもの。

○地域防災計画と業務継続計画



(2) 受援計画の策定

市は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。また、県や他自治体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。

(3) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対

第2部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア 災害対策職員用携帯電話の拡充

災害発生のおそれがある場合、また、災害が発生した場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

イ 職員安否確認システムの導入

迅速な動員配置を行うため、職員全員を登録し、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する詳細な情報を返信及び自動集計できるような新たな参集システム（安否確認ツール）の導入を検討する。

ウ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

(4) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、最低3日間、推奨1週間分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(5) 観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充実

（防災・危機管理課、土木課）

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、関係機関や市民へ伝達するため、以下の対策を推進する。災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

ア 被災地から対策本部等へ情報が伝達できる体制を充実するため、各振興局や関係機関に対する通信施設の整備や防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話の充実等に努める。

イ 防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新等を行う。

ウ 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する。

エ 画像等の大容量のデータ通信を可能とするため、通信ネットワークのデジタル化の推進、全国的な大容量通信ネットワークへの体系的な整備に努める。

オ 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平時から構築する。

- ・Lアラートによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
- ・市ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
- ・日田防災メール及び県民安全・安心メールの登録を促進する。
- ・日田市情報センターによる告知放送の利用

第2部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

- ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）の導入
- ・ツイッター、フェイスブック等のインターネット交流サイト（ソーシャルメディア）の利用を促進する。
- ・民間通信事業者との災害時の協力体制を構築する。
- ・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、協力体制を検討する。
- ・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに、実際の調達手順について定期的に確認する。
- ・消防団等との連携による広報車（消防車）での周知体制の整備

カ I P電話に係る停電対策

I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

キ 被災地における通信連絡手段の確保

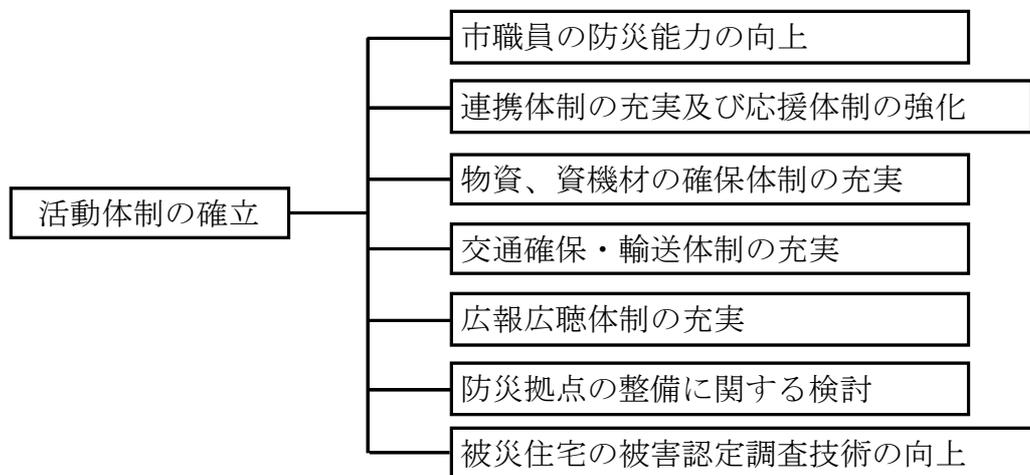
被災地における防災行政無線等が使用不能となった場合には、次のような対応により被災地との通信手段を確保する。

- ・道路の寸断等により孤立した地区に対しては、市及び県等が保有する衛星電話を活用するとともに、衛星通信によるインターネット機器の整備・活用に努める。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。
- ・総務省九州総合通信局や通信事業者等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、M C A無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う。

第2節 活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。



1 市職員の防災能力の向上(防災・危機管理課)

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。

(2) 職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的実施する。なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

(3) 市職員災害対応マニュアル等の作成

災害対応マニュアルを作成し、平時から災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。

(4) 図上訓練の実施

市職員の防災能力の向上、災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む。）するため、図上訓練を定期的実施する。

(5) 市職員の育成

市職員は、市の防災業務の要の職であり、災害発生時には迅速、的確な活動が求められる。このため、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。また、防災担当職員は、防災に関する職員研修等の開催に努め、他地域の災害に関する情報収集結果に基づく勉強会などの開催を行う。

ア 国・県等の実施する防災研修会等に積極的に職員を派遣する。

イ 被災した市町村への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。

ウ 災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員活動計画の参考とする。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化(防災・危機管理課)

地域の防災関係機関・団体等の連携強化を図るため、関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図る。また、土木・建築職などの技術職員が不足した場

第2部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

合、県からの中長期的な技術職員の派遣要請を調整し技術職員の確保に努めるとともに、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、以下の対策を講じるものとする。

(1) 地域における連携体制の充実

- ア 市災害対策本部と地区災害対策本部（西部振興局）との連携
- イ 防災対策に関する専門研修等の実施
- ウ 図上訓練等の実施により連携体制の強化

(2) 市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

被害が甚大で市及び県において対応が困難な場合、外部から応援を求める必要がある。市では、県内はもとより、県外の隣接市町村や交流都市との「災害時相互応援協定」を積極的に進めているところではあるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層応援体制の強化を図ることとする。

ア 市町村間の相互応援協定協定締結の推進

現在、県内では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。今後はこれらの協定が災害時に迅速に運用できるよう、緊急消防援助隊の受援計画に記載している消防本部管内毎の進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に準じて、平素から訓練等を通じて周知を図る。併せて、常備消防については、隣接する他縣市町村と締結している協定に基づき訓練を実施する。

イ 市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

(ア) 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で、当該団体等が災害時等に担うべき役割、当該団体等との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有した上で、応援協力協定を締結して体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

(イ) 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

- ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
- イ 日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人日田市社会福祉協議会、社団法人大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行う。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公立施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。また、緊急消防援助隊については、受援計画に記載している消防本部管内の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市役所ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

3 物資、資機材の確保体制の充実（防災・危機管理課、商工労政課）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェー

第2部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

ンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等)、消火用資機材(消火器、可搬ポンプ等)、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。そこで、以下の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、市は自治会単位での確保を柱とした整備を推進する。

- ア 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- エ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進
- オ 市立施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 生活用品の確保体制の充実

食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品(以下生活用品という)については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料、水、被服寝具等の生活用品の備蓄に関する啓発
- イ 市における食料、水、生活用品の備蓄促進
- ウ 大手取扱業者(大型小売店舗、生活協同組合、問屋等)との協定等締結の促進
- エ 公的備蓄ネットワーク(市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体)の構築(応援協定)
- オ 学校プールや災害時協力井戸などの事前把握

(4) 水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、資料編水防用備蓄資材一覧表の基準により備蓄に努める。

また、毎年おおむね5月末日を目標にその管理する備蓄資機材の品名数量等を点検し、不足分の追加補充等その整備を図る。

4 交通確保・緊急輸送体制の充実(防災・危機管理課、都市整備課、土木課・関係機関)

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 輸送拠点(緊急輸送基地)の選定

輸送拠点(緊急輸送基地)を選定し県等からの物資を集積し、避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

(2) 緊急輸送道路の整備等

ア 緊急輸送道路の見直し

土木建築部等は、第2節4において、輸送拠点(緊急輸送基地)を選定した後、緊急輸送道路(地震編第2部第2章第6節)輸送拠点に接続するように、必要に応じ緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを図る。

イ 道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

第2部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

ウ 道路情報板等の整備

道路管理者は道路利用者に対する災害発生時の緊急連絡用や道路情報の提供を行うため、必要に応じて、道路情報板等の整備を推進して行く。また、道路の被害状況把握のため監視カメラの整備に努める。

(3) 臨時ヘリポートの確保

地域等が孤立した場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、平時から臨時ヘリポートの開設が可能な場所の把握を行っておく。

5 広報広聴体制の充実（企画課、情報統計課、福祉支援課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じて、市からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

(2) 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に市からの情報が報道機関を通じて的確に市民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

(3) インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に市役所ホームページやX（旧ツイッター）、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

ア 市役所ホームページ及びK C Vによる迅速な災害情報発信体制を確立する。

イ ひた防災メール及び県民安全・安心メールの登録を促進する。

ウ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）の内容周知を行う。

エ X（旧ツイッター）フェイスブック等ソーシャルネットメディアの利用を推進する。

オ 発電機等の非常電源を確立する。

(4) 広報車による情報伝達

消防団等との連携を図り、広報車（消防車）を利用した、情報提供体制を確立する。

(5) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6 防災拠点の整備に関する検討（防災・危機管理課、都市整備課）

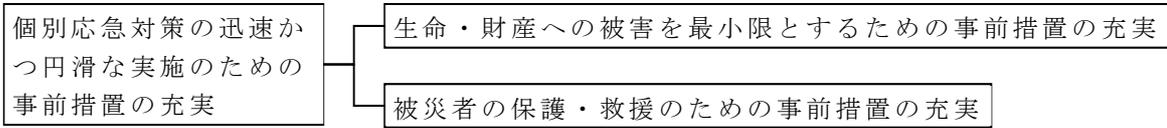
防災拠点は、平時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要があるこれらの機能を有する、都市公園等の整備を推進していく。

7 被災住宅の被害調査技術の向上（税務課・建築住宅課）

被害調査については、早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑公正な被害調査が求められるため、職員の研修会等への積極的な参加により、被害認定調査技術の向上に努める。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

(防災・危機管理課、企画課、観光課、福祉支援課、長寿福祉課、
こども未来課、健康保険課、建築住宅課、教育総務課)

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 風水害等に関する情報の収集・伝達対策の充実

風水害による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。市は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置、防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（市ホームページや、X（旧ツイッター）、フェイスブック等のソーシャルメディア）及びK C Vの活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報伝達手段の強化を図る。

さらに、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

- ア 市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の耐震補強と避難体制の再点検
- イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の助言
- ウ 避難指示等の判断・伝達マニュアル作成の助言
- エ 要配慮者のための支援マニュアルの作成
- オ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進
- カ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検

(3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設）について、日田市地域防災計画に下記事項を定め、当該施設の防災体制の充実を図るものとする。

ア 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長へ報告するとともに、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

イ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者

第2部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

は、①防災体制に関する事項、②浸水防止のための活動に関する事項、③防災教育・訓練に関する事項、④自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

ア 県・消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（合同防災訓練を含む。）

イ 市による自主防災組織への補助制度の活用

(5) 救急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者に加えて、保健・福祉関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

ア 病院の耐震化

イ 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充

ウ 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施。

エ ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常用電源の備蓄

(6) 消防対策の充実

火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 消防防災施設・設備の充実強化

(7) 消防防災施設・設備の充実を図るため、消防ポンプ及び消防水利等の充実を推進するものとする。

(イ) 消防の化学化を図るため、化学車及びはしご車等の配置を行う。

イ 民間消防施設の整備

民間の企業等においても、消防法の規定に基づく消防用設備の設置をはじめ、適切な初期消火体制を整備するように指導するものとする。

ウ 消防団員の確保

年々減少する消防団員の確保のため、消防団の活性化及び団員確保のための各種事業を積極的に推進するものとする。

エ 日田玖珠広域消防本部との合同消火訓練の実施消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を行うものとする。

オ 自主防災組織用の初期消火用資機材等整備への補助

カ 宅地の危険度判定体制の整備豪雨により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(7) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つである移動系防災無線やトランシーバーなどの安全装備品等の整備に努める。また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要で

第2部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

ある。また、風水害被害が予想される地域の市町村をはじめ防災関係機関は相互に連携して、地域毎に避難誘導等の活動について、情報を共有できるようにする。

(8) 利水ダム等の事前放流の取組

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

(防災・危機管理課、福祉保健部各課、教育総務課、学校教育課、学校給食課、文化財課)

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を考慮する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するためには、次の点を考慮する。

ア 無線設備の整備

イ 教職員の役割の事前規定

ウ 調理場等の調理機能の補完（理科室・家庭科室等を含む）

エ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化

オ シャワー設備の整備（プール用も含む）

カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄

ク トイレの増設等非常時のトイレ対応整備

(2) 広域避難候補施設のリストアップ

要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。また、市内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

(3) 食料、水、被服寝具等の生活必需品の備蓄大規模災害に対応できるよう備蓄場所の分散化を図る。また、備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者等への提供に配慮する。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活必需品について各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

賃貸型応急住宅の円滑な供給に向け、不動産関係団体と協定を締結し、災害時の取扱い等について、あらかじめ定める。災害により住家を失った人に対して迅速に建設型応急住宅を供給できるよう、木造住宅団体など、多様な住宅供給団体と協定を締結する。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うことから、大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化を行う。

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

第2部 災害予防 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立する可能性のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(9) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

第4節 救助物資の備蓄

市は、東日本大震災などの大災害を踏まえ、市外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、新物資システム（B-P10）を活用し、平時から、訓練等を通じて、施設ごとの物資の備蓄状況や運送手段等の確認を定期的に行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

市が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、県の「災害時備蓄物資等に関する基本方針」及び「日田市備蓄計画」によるものとする。

市は、孤立が想定される地域について、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。（応急資料－15）

市は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表することとする。